

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直し（案）の背景及び考え方

1. 水域類型の指定水域について

環境基本法（平成 5 年法律 91 号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域毎に類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっている。このうち、二つ以上の都道府県の区域にわたる水域の指定については、国が類型指定することとされている。

2. 水域類型の指定の考え方

水域類型の指定に当たっては、次の二つのいずれか（又は両方）に従って検討を行っていくこととしている。

- (1) 当該水域の利用実態を勘案して、当該利水を維持するために必要な水質レベルとして別表類型表「利用目的の適応性」に基づき、該当する類型をあてはめる。
- (2) 当該水域の現状水質が、当該利水を維持するための水質よりも良好に維持されている時には、現状水質に相当する上位類型をあてはめる（現状非悪化の観点）。

3. 今回の水域類型の見直しに係る水域について

この度、指定された類型に基づく環境基準を長期に継続的に満たしている 4 河川（江戸川下流②、荒川中流、天竜川⑤及び猪名川上流）の類型の見直しと、河川類型とされてきた人工湖沼の 4 ダム湖（須田貝ダム貯水池、味噌川ダム貯水池、長沢ダム貯水池及び大橋ダム貯水池）の湖沼類型指定を行う。

なお、見直しに係る詳細については以下のとおり（見直しに係る整理は別表を参照）。

(1) 河川

①江戸川下流②

BOD の水質が、平成 11 年度以降 8 年連続して上位類型の B 類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を現行の C 類型から B 類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。なお、C 類型に相当する工業用水の利用がある。

②荒川中流

BOD の水質が、平成 9 年度以降 10 年連続して上位類型の A 類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を現行の B 類型から A 類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。なお、B 類型に相当する上水道（水道 3 級）、工業用水及び農業用水の利用がある。

③天竜川(5)

BODの水質が、平成6年度以降13年連続して上位類型のAA類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を現行のA類型からAA類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。なお、A類型に相当する上水道（水道2級）の利用がある。

④猪名川上流

BODの水質が、平成9年度以降10年連続して上位類型のA類型相当の水質を満たしており、また、A類型に相当する水道（水道2級）及び水産（水産1級）の利用があることから、水域類型を現行のB類型からA類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。

(2) 湖沼

①須田貝ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型相当の水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とする。達成期間はCODについては直ちに達成とするが、窒素及び磷については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努めることとし、平成25年度までの暫定目標全窒素を0.29mg/l、全磷0.018mg/lとする。

②味噌川ダム貯水池

現状の湖沼A類型・湖沼II類型相当のCOD及び磷の水質を維持するため「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間は直ちに達成とする。

③長沢ダム貯水池

現状の湖沼A類型・湖沼II類型相当のCOD及び磷の水質を維持するため「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間は直ちに達成する。

④大橋ダム貯水池

現状の湖沼A類型・湖沼II類型相当のCOD及び磷の水質を維持するため「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間は直ちに達成とする。

別表

水域名	現在の類型		直近10年間の水質の推移及び利用目的※1		見直し結果※2	達成期間	
	BOD	5mg/l以下	BOD	3mg/l以下			
江戸川下流(2)	河川C	BOD	5mg/l以下	BOD	3mg/l以下	河川B類型に変更	直ちに達成
		利用目的の適応性	水産3級・工業用水1級等	利用目的	工業用水		
荒川中流	河川B	BOD	3mg/l以下	BOD	2mg/l以下	河川A類型に変更	直ちに達成
		利用目的の適応性	水道3級、水産2級等	利用目的	水道3級		
天竜川(5)	河川A	BOD	2mg/l以下	BOD	1mg/l以下	河川AA類型に変更	直ちに達成
		利用目的の適応性	水道2級、水産1級、水浴等	利用目的	水道2級		
猪名川上流	河川B	BOD	3mg/l以下	BOD	2mg/l以下	河川A類型に変更	直ちに達成
		利用目的の適応性	水道3級、水産2級等	利用目的	水道2級、水産1級		

※1 利用目的の適応性
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の上水操作を行うもの
 水道3級:前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
 工業用水1級:沈殿等による通常の水産操作を行うもの
 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

※2 基準値(BOD)
 河川AA類型:1mg/l以下
 河川A類型:2mg/l以下
 河川A類型3mg/l以下

水域名	直近10年間の水質の推移及び利用目的※3			設定結果※4	達成期間	暫定目標※5
	COD	3mg/l以下	水産2級			
須田貝ダム	COD	3mg/l以下	水産2級	湖沼A類型	直ちに達成	湖沼II類型
	全窒素及び全燐	全窒素:0.24~0.35mg/l 全燐:0.010~0.029mg/l	水産1種	湖沼II類型	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	
味噌川ダム	COD	3mg/l以下	発電等以外の水利用はない	湖沼A類型	直ちに達成	湖沼II類型
	全窒素及び全燐	全燐:0.2mg/l以下(全窒素を除く)		湖沼II類型	直ちに達成	
長沢ダム	COD	3mg/l以下		湖沼A類型	直ちに達成	
	全窒素及び全燐	全燐:0.2mg/l以下(全窒素を除く)		湖沼II類型	直ちに達成	
大橋ダム	COD	3mg/l以下		湖沼A類型	直ちに達成	
	全窒素及び全燐	全燐:0.2mg/l以下(全窒素を除く)	湖沼II類型	直ちに達成		

※3 利用目的の適応性
 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

※4 基準値(COD) 湖沼A類型:3mg/l以下
 基準値(全窒素) 湖沼II類型:0.2mg/l以下
 基準値(全燐) 湖沼II類型:0.01mg/l以下

※5 暫定目標は現状水質値を踏まえて設定